

令和4年第3回教育委員会定例会次第

開催日時 令和4年3月18日（金）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所 南館4階 第3委員会室

1 議題

- (1) マスク着用を促す声掛けや指導の撤廃を求める請願書
- (2) 学校給食の黙食の撤廃を求める請願書
- (3) 令和4年度学校教育指導方針・重点について（案）
- (4) 令和4年度教育長職務代理者の指定について
- (5) 令和4年度愛日地方教育事務協議会の委員について
- (6) 教育委員会事務局等人事異動について
- (7) 令和4年度教職員定期人事異動について

2 報告

- (1) 令和4年教育委員会定例会の日程変更について

議題1 マスク着用を促す声掛けや指導の撤廃を求める請願書

春日井市教育委員会会議規則第7条第3項に基づき、会議に付議してその採否を決めるもの。



令和4年3月3日

マスク着用を促す声掛けや指導の撤廃を求める請願書

【請願項目】

マスク着用を促す声掛けや指導の撤廃を求めます。

【請願理由】

感染予防としてのマスク着用は限定的であり、むしろ、着用し続けることのデメリットや弊害が医師から報告されています。

マスク自体が、雑菌の温床となったり、子供たちへの(体への)悪影響も大きいです。

学校でも、授業中、酸欠や、高炭酸ガス血症による学力の低下、思考能力の低下、発育段階で、対人コミュニケーション能力の獲得率が下がります。

犬や猫でも表情で飼い主の心を読み取るという学習をしているのに、人間というもっと複雑なコミュニケーション能力を獲得する必要があるのにその環境でさえも阻害されてしまっています。

NHKが公表している日本人のコロナ死の平均年齢は82歳です。70代、80代の高齢者しか、コロナで死亡しておりません。高齢者が亡くなっていいという意味ではありませんが、30代以下などコロナに感染しても致死率は0%という、高齢者以外、まず死なないウイルスに対し、コロナ渦が始まる2年前までの日本は、国民全員がマスクを着用し、消毒を徹底し、経済を止め、過度な自粛をしていたのでしょうか？

コロナ前の日本も、高齢者が風邪をこじらせ死亡していましたが、それによって、経済を止めることもなく、マスクを国民全員が着用することなく、子供や若者の生活を犠牲にしてきた社会ではありませんでした。

感染対策の為のマスク推奨ですが、見渡す限り、強制、または、義務のような位置づけになっているように感じます。

感覚過敏や、喘息持ちの人など、マスクがつけられない、また、酸素濃度が減り二酸化炭素濃度が増えることによる弊害の為にマスクをつけない児童への、配慮、環境、雰囲気を作りたいです。

そのためには、マスクをつけられませんカードや咳エチケットをすることにより、マスクを外している児童に対しての恐怖心への配慮にもなります。

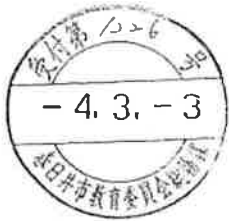
①【マスクをつけれない方への配慮のひとつとして、マスクをつけられませんカードの普及を求めます。】

②【マスクの弊害について、教職員、児童生徒、保護者への周知を求めます。】

③【マスクをしない児童への差別や圧力がないように、指導を求めます。】

議題 2 学校給食の黙食の撤廃を求める請願書

春日井市教育委員会会議規則第7条第3項に基づき、会議に付議してその採否を決めるもの。



令和4年3月3日

請願者

学校給食の黙食の撤廃を求める請願書

【請願項目】

給食時における黙食及び指導の撤廃を求めます。

【請願理由】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給食中(食事中)は、飛沫が飛びやすく感染リスクが高いと報道されていますが、そこには科学的根拠が無く、飛沫感染や無症状者から感染するといった医学的根拠もありません。

大人が飲食店で飲酒をしながら仲間と賑やかに食事する様子が報道され、それを観た子供達から、「なぜ、僕たちは、楽しい給食で、お友達と喋ることを許されないのか?」「なぜ、黙食を勧める大人達が、楽しく、賑やかに食事をしているのか?」と、疑問を投げかけられます。

あらゆる学校行事が中止、もしくは過剰に制限される中、子供達は、大変、窮屈な学校生活を送っています。そんな中、給食を楽しみにしている子供は多いと聞きますが、「給食が楽しくない」という声も多々あります。

他人の咀嚼音を聞きながらの食事は、子供に限らず、不快であるのは当たり前です。友達同士コミュニケーションを取りながらの食事は、マナー向上や料理への関心も高まり、いろんな栄養も取りやすく、何よりも、楽しく、おいしく食べることができ、食育にも繋がります。

(引用元:農水省HP)。学校給食は、協調性や社会性を育む大切な場であり、黙食は子供の健全な心身の発達を阻害する行為です。

また、コロナ騒動が始まった2020年度から、富山市、名古屋市では、学校給食の一人当たりの残飯量が増えていると聞き、春日井市の小学校、中学校も残菜量が増えています。これは、学校内での過剰な感染対策(黙食、ソーシャルディスタンス、マスク等)との関係性を否定できないものとなっています。

★(参考資料1)

文部省からでている資料

アクリル板や黙食を実施するというような記載はありません。

新型コロナウイルスによる子供の重症化は稀で、軽症で治癒する事が厚労省のデータを見ても明らかになってきています。

上記の理由により、学校内⁴における黙食、及び、指導の撤廃を請願致します。

議題3 令和4年度学校教育指導方針・重点について（案）

令和3年2月に策定された第四次愛知県教育振興基本計画及び春日井市教育大綱を受けて、本市立小中学校に向けた令和4年度学校教育指導の方針・重点を定めるもの。

令和4年度 学校教育指導の方針・重点について（案）

春日井市教育委員会

令和4年度学校教育の指導については、「第四次愛知県教育振興基本計画」・「春日井市教育大綱」を受けて、本市学校教育指導の方針・重点を、次のとおり定めました。

各学校においては、児童生徒の安全に配慮し、校長のリーダーシップの下、社会のニーズや児童生徒の課題などを踏まえた経営ビジョンを明確にし、特色ある教育活動を推進することが重要です。

また、学習指導要領の趣旨を十分理解し、児童生徒の実態を踏まえて学校教育の目標を設定するとともに、教育者としての使命を自覚し、一致協力して公教育の推進に努力されるよう期待します。

○指導の方針

- 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を養う。
- 2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を養う。
- 3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を養う。

○指導の重点

- 1 学校教育の目標を踏まえ、その具現化に努める。
 - (1) 個人の尊厳と人間尊重の精神に基づく教育の推進に努める。
 - (2) 生命及び自然を尊重し、社会のルールを大切にすることを育てる道徳教育の充実を努める。
 - (3) 郷土の伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、国際社会に生きる日本人としての自覚と態度のかん養に努める。
 - (4) 新型コロナウイルスの感染対策を継続するとともに、新しい生活様式のもと、児童生徒の健やかな学びを保障する。
- 2 学習指導要領の趣旨を踏まえ、生涯学習の基礎となる資質・能力と態度の育成に努める。
 - (1) 生涯学習の基礎を培う観点から、心と体を鍛え、たくましく生きる力を育成する指導と評価の工夫に努める。
 - (2) 言語活動を充実し、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成し、学んだことを活用して自ら考える「確かな学力」を身に付けさせる。
 - (3) 発達の段階に応じた情報活用能力を育成し、一人一台端末や情報通信ネットワーク等のICTを効果的に活用する学習活動を充実させる。
 - (4) 体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、主体的に学習に取り組む態度を養う。
 - (5) 善悪についての判断力や望ましい社会性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心などの育成に努めるとともに、自己の生き方についての考えを深めさせる。
 - (6) 個性を生かし、創造性の伸長を図り、心豊かな生活を築く意欲と態度の育成に努める。
 - (7) 障がいのある児童生徒には、主体的に社会参加できる力を育成するため、障がいの状態に応じて、きめ細やかな支援・指導をするように努める。また、十分に教育を受けられるための「合理的配慮」及びその基礎となる環境整備を行う。
- 3 家庭や地域社会との連携を深め、健全な児童生徒の育成に努める。
 - (1) 家庭・地域社会・学校が果たす役割を考え、相互の連携を深めるとともに、より信頼される開かれた学校運営を目指し、地域ぐるみで指導の充実を努める。
 - (2) 学校内外における自然体験や社会的体験活動などの体験的な活動を通して、社会の形成に参画しその発展に寄与する態度や環境の保全に寄与する態度を養う。

はじめに

1 計画策定の趣旨

- 現行計画である「あいちの教育ビジョン2020 -第三次愛知県教育振興基本計画-」(2016年2月策定)の計画期間が2020年度までであることから、「あいちの教育ビジョン2025 -第四次愛知県教育振興基本計画-」を策定する。
- 次期計画の策定に当たっては、現行計画の基本理念を継承しつつ、新たな課題や今後育むことが求められる力の育成を図る。
- 現行計画と同様に、教育に関する大綱との整合性を図る。

2 計画の性格

- 教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画
- この計画における基本理念や基本的な取組の方向の部分を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」とする。

3 計画期間

2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間

第1章 目指すあいちの教育

4 基本理念

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りを持ち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。

5 基本的な取組の方向

- (1) 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます
一人一人の個性や生活環境の違いなどに応じたきめ細かな教育に努め、主体的、積極的に学び、深く考
えることを通して、様々な課題を解決し、自分らしく生きていく力を育みます。
- (2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会
性を育みます
命を大切にすることや他人を思いやる心、人権を尊重する心などを育て、社会の担い手として多様な人々
と手を携えて生きていく、豊かな人間性と豊かな実践力を育みます。
- (3) 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育
みます
健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって豊かに生きる意欲にあふれ、安全で健康な生活を営ん
でいくためのたくましさをつちかいます。
- (4) ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の
発展を支える人を育みます
ふるさとに学び、ふるさとを愛する心を育むとともに、生きていく上での居場所となる教育を充実させ、
社会の激しい変化の中でも自分をしっかりと持ち、あいちを担っていく進取の精神を育てます。
- (5) 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます
グローバル社会において、多様な人々と生活し協働する中で、自分自身のアイデンティティと物事を多
面的に捉える見方や考え方を身に付け、あいちや世界を担っていく気概や意欲を育てます。
- (6) 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます
子供たちが学ぶ喜びを、教職員が教育者としての誇りを感じられるよう、家庭・地域との連携、教職員
の資質・能力の向上、教職員が子供たちと向き合うための条件整備、学校施設・設備の整備等に努めます。
- (7) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べる
ことを保障します
大規模災害や感染症の拡大等で学校が通常の教育活動を行えないときでも、ICTの活用など、子供た
ち一人一人とつながって対応できる、安心で安全な、学びを止めない環境の整備に努めます。

第2章 取組の柱と施策の展開

取組の柱と施策の展開

基本的な取組の方向	取組の柱	施策の展開
1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます	(1) 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実	① 主体的・対話的で深い学びの推進 ② 少人数教育等、学びの環境の充実 ③ 個別最適な学びの保障
	(2) 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進	① 情報活用能力の育成 ② ICTを活用した個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現 ③ 子供の学びや教職員を支えるICT教育環境の充実
	(3) SDGsの理念を踏まえた教育の推進	① SDGsについての学習の推進 ② SDGsの理念を取り入れたESDの推進 ③ 環境教育等の推進
	(4) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり	① 総合学科等の新たな設置と普通科の活性化 ② 全日単位制高等学校の設置、定時制・通信制教育の充実 ③ 新しい公立高等学校入学選抜の導入 ④ 民間教育施設との連携・学び直しの機会の充実 ⑤ 県立学校の魅力化と適正配置
	(5) 理数教育の推進	① 理数科の授業の充実 ② 子供の興味・関心を生かした探究型学習の推進 ③ 高等学校における先進的な理数教育の推進
	(6) 特別支援教育の充実	① 多様な学びの場における支援・指導の充実 ② 教員の専門性の向上 ③ 教育諸条件の整備 ④ 卒業後の生活へのスムーズな移行
	(7) 幼児教育の充実	① 幼児教育のさらなる充実 ② 家庭・地域における幼児教育の支援 ③ 幼児教育を推進するための体制の構築
	(8) 私立学校の振興	① 特色ある教育を受ける機会の確保 ② 私立学校に対する助成 ③ 保護者の学費負担の軽減 ④ 公私の連携
	(9) 大学等高等教育の振興	① 大学との連携による教育活動の充実 ② 高大及び高専連携の推進 ③ 県立の大学の充実

基本的な取組の方向	取組の柱	施策の展開
2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます	(10) 人権教育・多様性理解の推進	① 学校等における人権教育・多様性理解の推進 ② 家庭、地域社会における人権教育・多様性理解の推進 ③ 重要な人権課題への対応
	(11) 道徳教育の充実	① 「特別の教科 道徳」を核にした道徳教育の推進 ② 差別や偏見を許さない、命を大切にすることの教育の充実 ③ 情報モラル教育の充実
	(12) いじめへの対応の充実	① いじめを起こさせない指導の充実と児童生徒の社会性の育成 ② 早期発見・早期対応のための取組 ③ 教育相談体制の充実 ④ 学校と関係機関との連携
	(13) 不登校児童生徒への対応の充実	① 学校等の取組の充実 ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの協力、教育相談体制の充実 ③ 家庭への援助 ④ 多様な教育機会の確保
	(14) 主権者教育等の推進	① 主体的に社会参画する態度の育成、体験活動の推進 ② 政治的教養を育み、平和と公正を学ぶ教育の充実
3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます	(15) 生涯学習の推進	① 生涯にわたって学ぶ態度の育成、学べる環境の充実 ② 生涯を通じて学習の支援と学び直しの機会の充実 ③ 持続可能な地域づくりを支える社会教育の充実 ④ 読書に親しむ態度の育成、図書館機能の充実
	(16) 家庭教育・子育て支援、子供の貧困対策の充実	① 家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実 ② 子育て家庭への支援 ③ ワーク・ライフ・バランスの啓発 ④ 貧困状態にある子供たちへの支援
	(17) 学校体育・生涯スポーツの充実	① 学校体育の充実による体力の向上 ② 学校や地域におけるスポーツ機会の充実 ③ 学校部活動と地域スポーツの在り方の検討 ④ アジア競技大会を通じたスポーツの振興
	(18) 健康教育・食育の推進	① 心身の健康づくりの充実 ② 医療的知識を学ぶ機会の充実 ③ 学校等における食育の充実
	(19) ふるさと教育の推進と新たな文化の創造	① ふるさと教育の推進 ② ふるさと教育の振興 ③ 伝統文化・文化財の保存・活用・継承・魅力発信 ④ 芸術の創造・発信と文化芸術の担い手・支え手づくり ⑤ 県民、NPO、ボランティア、企業等が協働した多様な交流・創造の実現
4 ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます	(20) 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進	① 発達段階の成長課題に応じたキャリア教育の充実 ② キャリア教育推進体制の充実 ③ 女性の活躍促進に向けた教育の充実
	(21) 産業を支える人材の育成	① 科学好きの児童生徒の育成 ② 産業教育の推進 ③ 大学・専門学校、産業界との連携

基本的な取組の方向	取組の柱	施策の展開
5 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます	(22) グローバル社会への対応の推進 (23) 外国語教育の充実	① グローバル社会で活躍できる人材の育成 ② 多文化共生に向けた教育の充実 ① 英語教育等の充実 ② 小中学校、高等学校のつながりを意識した英語教育の充実 ③ 教員の研修の充実
	(24) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実	① 外国人児童生徒の教育の位置付けの明確化 ② 外国人児童生徒等の受け入れ体制整備の支援 ③ 日本語指導に関わる教員の資質向上 ④ 学び直しのための施策の充実 ⑤ 高等学校における配慮 ⑥ ICTの活用 ⑦ 地域における日本語学習・日本語教育への支援 ⑧ 外国人児童生徒等の保護者に対する働きかけの推進
6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます	(25) 学校における働き方改革	① 学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し ② 業務の精選と切り離し・外部人材の活用 ③ 長時間勤務者や学校への個別のフォローアップ体制の構築 ④ 部活動の在り方の見直し ⑤ 「学校の新しい生活様式」に対応した学級規模の実現 ⑥ ICTの活用による業務改善
	(26) 開かれた学校づくりと学校への支援	① 地域による学校への支援体制づくりの推進 ② 地域人材の活用 ③ 学校を核とした地域づくり ④ 異なる学校種間・設置者間の連携
	(27) 教員の人材確保と資質向上の推進	① 優秀な教員の確保に向けた取組の推進 ② 「愛知が求める教師像」の実現に向けた教員養成 ③ 教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化
	(28) 学校施設・設備の充実	① 学校施設の防災機能の強化及び計画的・効率的な長寿命化の推進 ② 快適な教育環境の実現 ③ 理科教育・産業教育環境の充実 ④ ICT機器等の教育環境の整備の推進 ⑤ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒のための教育環境の充実 ⑥ 県立学校の魅力化と適正配置
7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します	(29) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障 (30) 学校安全・防災教育の推進	① ICTを活用した学びの保障 ② 「学校の新しい生活様式」に対応した教育環境の整備 ③ 心のケア実施体制の充実 ④ 学校保健衛生対策の充実 ⑤ 各学校における危機管理マニュアル等の見直し ① 学校安全・防災に向けた実践的な活動の充実 ② 学校安全・防災に関する学びの充実と人材の育成



春日井市 教育大綱

KASUGAI CITY
Fundamental principles of education

目次

はじめに	01
第1章 基本理念	02
第2章 みんなの役割	03
第3章 基本的な方向性	04



はじめに

本市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、市長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置しました。

総合教育会議では、教育委員会委員の方々と、子どもの教育、家庭や地域の教育などについて、意見交換を行いました。委員の方々が、日頃から様々な考えを持って行動されていることを、改めて認識することができ、大変心強く感じています。

昨今、世帯構成の変化や価値観の多様化、情報化の進展など、教育を取り巻く環境が大きく変化してきており、学校における教育とともに、家庭や地域が担う役割は、一層大きくなってきています。

これからは、家庭や地域における教育力がこれまで以上に重要であり、社会全体で、未来を築く子どもを育むとともに、その営み自体により、人々が輝き、幸せを感じるまちを実現したいと考えています。

教育大綱は、こうした考えのもと、教育委員会と協議を行い、教育などに関して基本理念や基本的な方向性を示したものです。

今後は、この教育大綱をもとに、市長と教育委員会が、総合教育会議において具体的方策などを協議し、子どもから大人まで、みんなが輝く社会を目指します。

平成28年2月

春日井市長 伊藤 太



第1章 基本理念

子どもは、家庭、地域、学校などにおいて、人格形成の基礎を培うとともに、様々な体験やかかわりあいを通した学びにより、多様な能力や豊かな心が養われ、健やかに成長します。

しかし、近年、核家族化や少子化の進行など、家族形態や家庭環境の変化により、家庭において、子どもが基本的な生活習慣や自立心、協調性を身につけることが難しくなっています。

地域においても、価値観の多様化やライフスタイルの変化などから、人間関係が希薄化してきており、規範意識の低下を招いています。

こうしたことから、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、家庭、地域、学校、行政等が連携し、社会全体で子どもの成長を育む必要があります。

また、子どもの成長に大きな役割を担う大人も、子どもと向き合いながら共に成長する社会の実現を目指し、次の基本理念を定めます。

みんなで育み、みんなが輝く

すべては基本から・・・

社会が複雑化する中、逞しく生き抜き、誇りを持って生きていくことは、誰でも簡単なことではありません。

しかし、日頃から、生命を尊び、自分を支えてくれる人々に対して、素直な「感謝」の気持ちを抱くとともに、人生で出会う様々な困難に対しても「自信」と「責任」を持って、真摯に向き合えば、必ず輝かしい未来を拓くことができます。

感謝

自信

責任





第2章 みんなの役割

基本理念の実現には、学校や行政だけでなく、家庭や地域を始めとして、多様な主体がそれぞれの役割を担うとともに、相互に連携及び協力して取組を進めていくことが重要です。

特に、家庭や地域は、子どもにとっても、大人にとっても重要な役割を担っています。

1 家庭の役割

家庭は、子どもにとって、人格形成の基礎を培う最も基本的な基盤であるとともに、大人にとっても、子どもとともに育ち合う重要な場です。

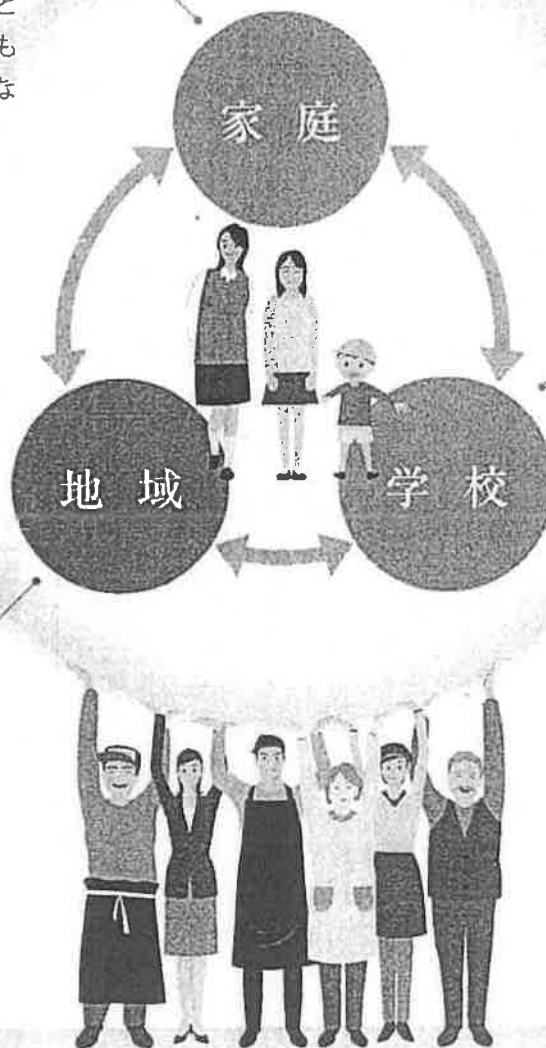
3 学校等(教育委員会・市)の役割

学校は、子どもに確かな学力を身につけさせるとともに、集団の中で他者を思いやる心や協調性などの基本的な教育を行います。

市は、教育環境の向上を図るとともに、文化やスポーツを通じて、生涯にわたり心身の健全な発達のための機会を提供します。

2 地域の役割

地域は、子どもが様々な世代や立場の人とかわる場であり、豊かな心を育む重要な役割を担います。



第3章 基本的な方向性

基本理念を実現するため、次の基本的な方向性に基づき施策を進めます。

01 子どもの健やかな成長を育みます

- (1) 学習規律の徹底や授業の改善により、児童生徒にわかりやすい授業を進め、基本的な知識及び技能の定着を図るとともに、書道科を始めとし、春日井らしさのある教育も実施します。
- (2) 社会性や協調性、規範意識などの社会的なルールを大切にする心を育てるとともに、礼節を重んじ、自らを律し、豊かな人間性を育む教育を推進します。



02 子どもの安全安心な教育環境を整えます

- (1) いじめや不登校、虐待など、学校のみでは解決が難しい問題に対して、関係機関や関係団体との連携を強化した支援体制を推進します。
- (2) 学校施設の計画的な改修を進めるとともに、質の高い授業を実施する教育環境の向上を図ります。



03 家庭、地域、学校、行政等の連携を進めます

- (1) 登下校の見守り活動や体験的な学習の支援など、地域の人材の有効な活用を進めるとともに、地域との継続的かつ発展的な連携を推進します。
- (2) 学校を拠点として、子どもと地域が交流するシステムを構築するとともに、家庭等と連携した学校支援活動を推進します。





04 地域の交流・学習活動の活性化を促進します

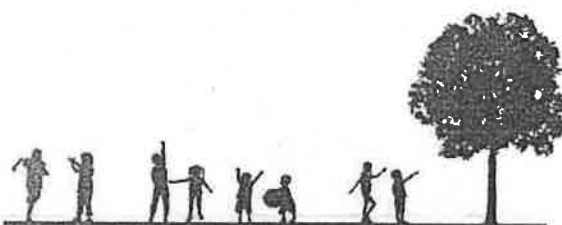
- (1) 子どもから大人まで、誰もが、いつでも、どこでも、学びたいときに学ぶことができるように、それぞれのライフステージに応じた学習の情報と機会を提供します。
- (2) 様々な学習機会や取組を通して、住民同士のふれあい活動や団体・サークル活動、世代間交流の活性化を図り、さらにそれぞれの組織の連携を促進し、地域全体の活性化を目指します。



05 文化やスポーツに親しむ環境を整えます

- (1) 文化やスポーツを通じて、地域の絆を強めるとともに、地域の身近な場所において、子どもが優れた文化芸術に触れることができる機会の提供に努めます。
- (2) 生涯にわたって、体力や年齢、技術等にあつたスポーツを継続的に親しむことができる機会を提供するとともに、トップレベルの選手の競技に触れる機会の充実に努め、子どもの夢を育みます。





春日井市教育大綱

平成28年(2016年) 2月

春日井市教育委員会事務局 教育総務課

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話：0568-85-6436

<http://www.city.kasugai.lg.jp/>

議題4 令和4年度教育長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長の職務を行う者を指名するもの。

議題5 令和4年度愛日地方教育事務協議会の委員について

愛日地方教育事務協議会規約第8条の規定に基づき、愛日地方教育事務協議会の委員を協議により定めるもの。

議題6 教育委員会事務局等人事異動について

教育委員会事務局等人事異動を実施するもの。

議題 7 令和 4 年度教職員定期人事異動について

令和 4 年度教職員定期人事異動を実施するもの。

報告 1 令和4年教育委員会定例会の日程変更について

変更前

	月 日	曜日	時 間
第7回	7月13日	水	午後1時30分～

変更後

	月 日	曜日	時 間
第7回	7月14日	木	午後1時30分～